

中間とりまとめの方向性を踏まえた 対応状況について

令和3年12月10日

農村振興局

—令和2年食料・農業・農村基本計画の具体化に向けて—

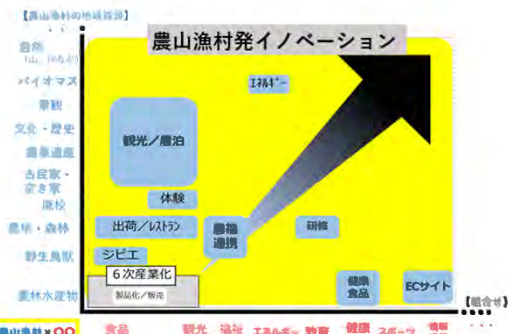
令和3年6月
新しい農村政策の在り方に関する検討会
長期的な土地利用の在り方に関する検討会

○新型コロナウイルス感染症の影響 ○人口・経済活動の大都市への過度な集中 ○テレワーク、兼業・副業等の新しいスタイルの働き方 ○田園回帰による人の流れの加速化 ○少子高齢化・人口減少

農村の持つ価値や魅力の再評価 ○持続的な低密度社会の実現 ○大都市から農村への人口分散 ○災害に強い持続的な国土保全、みどりの食料システム戦略、2050年カーボンニュートラル、SDGsへの貢献

しごとづくりの施策 (農村における所得と雇用機会の確保)

多様な形で農に関わる者



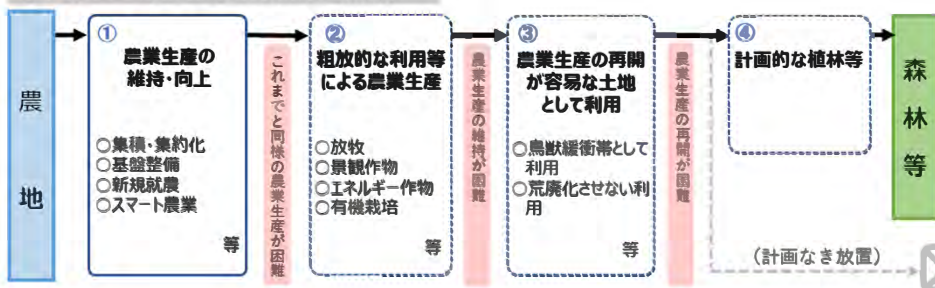
農山漁村発イノベーション：6次産業化のほか、農山漁村の活用可能な地域資源を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる新しい事業を創出する取組



土地利用の施策
(人口減少社会における長期的な土地利用の在り方)

○食料の安定供給のための農地の確保を前提として、有機農業や放牧など持続可能な土地利用とこれを支える農地・農業水利施設の整備

長期的な土地利用の検討の方向性（概要）



くらしの施策
(中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備)

○農村集落の共同活動の推進や、複数の農村集落の機能を補完する農村地域づくり事業体（農村RMO）の育成等

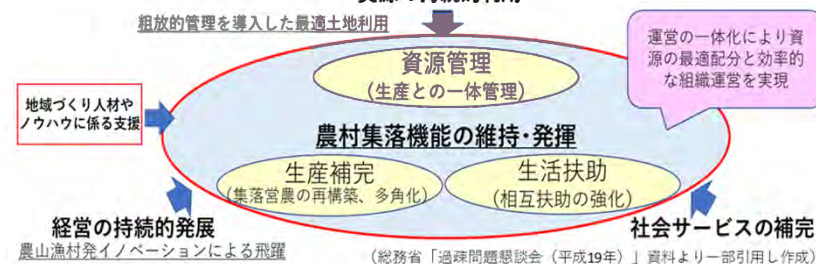
農村 RMO (Region Management Organization) :

(複数の)集落の機能を補完して、地域資源(農地・水路等)の保全・活用や農業振興と併せて、買い物・子育て支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う事業体

地域運営のイメージ

資源の持続的利用

粗放的管理を導入した最適土地利用



農山漁村発イノベーションによる飛躍

(総務省「毎世問題懇談会(平成19年)」資料より一部引用し作成)

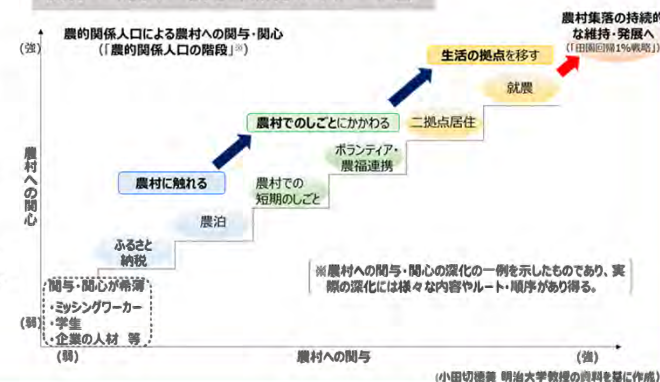
○情報通信基盤など生活インフラの整備や、ため池の防災・減災対策の推進

活力づくりの施策 (農村を支える新たな動きや活力の創出)

○地域づくり人材の育成やネット
ワークづくり、地方自治体等に対
する広域的なサポート体制の構築

○農業体験等を通じた農村ファン
づくりや、外部人材と農村との
マッチングの推進等による農的関
係人口の創出・拡大

農村への関与・関心の深化のイメージ図



関係府省で連携した仕組みづくり

関係府省、地方自治体、事業者と連携・協働し、施策を一体的に講ずる「地域政策の総合化」の推進

1. しごとづくりの施策(農村における所得と雇用機会の確保)(1/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

(1)農村における所得と雇用機会の確保

- ① 中山間地域のうち、大規模な経営が困難な地域では、令和3年3月に農林水産省が公表した複合経営モデルを、地域の実情に応じてカスタマイズしながら積極的に活用し、地域の特性を活かした多様な農業経営を推進すべきではないか。
- ② 中山間地域等直接支払制度においては、集落の話し合いにより、将来的に維持すべき農用地や担い手を明確化する「集落戦略」がより実践的になるような方策を検討するとともに、集落機能強化等を後押しする加算措置の更なる活用により、「くらし」の視点を含めた地域課題の解決を図りつつ、引き続き、地域の農業の維持・発展に資する取組を推進すべきではないか。
- ③ 農業以外の事業にも取り組む農業者や事業者など、多様な形で農に関わる経済主体が、地域資源を活用して農業以外の分野も含めて事業展開することで、所得確保手段の多角化が図られるよう、従来の6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させ、推進するとともに、これに取り組む事業者や団体を支援するため、農業上の土地利用との調和を図りつつ、農山漁村発イノベーション施設等の設置に係る手続の迅速化等のための措置等について検討すべきではないか。

対応状況

ア 中山間地域において複合経営を推進するため、地域ごとの実践モデルなど優良事例を周知(令和3年3月～)

イ 中山間地域等直接支払制度において、小規模集落協定等を含めた地域コミュニティ全体として、集落機能を維持・強化する取組に加算措置等の活用を促進

ウ 集落戦略策定のマニュアルとなる「集落戦略の策定ガイドライン」を公表(令和3年5月)し、周知を図りつつ、集落戦略の策定を更に推進

エ 地域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推進するため、従来の6次産業化支援を拡充し、中央・都道府県段階にサポートセンターを設け、多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発等の推進や、専門家派遣などの実施を検討中

オ 農山漁村地域において、多様な人材の参画を進めるため、農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する取組の推進を検討中

カ 農山漁村発イノベーションを推進するため、農山漁村発イノベーションに必要な施設等の整備を行う場合、優良農地の確保を図りつつ、必要な手続の迅速化を図る仕組みを検討中

1. しごとづくりの施策(農村における所得と雇用機会の確保)(2/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

④ 集落機能の補完の意味合いのみならず、「農山漁村発イノベーション」の主体としても、地域資源の保全・活用や農業振興等を行う農村地域づくり事業体の育成を図るべきではないか。

⑤ 「農山漁村発イノベーション」の推進に当たっては、特定地域づくり事業協同組合の仕組みの活用、都市部の起業家と農村とを結ぶプラットフォームの充実等による地域内外の人材のマッチング支援や、労働者協同組合の仕組みの活用を検討すべきではないか。

対応状況

キ 多様な人材の受け皿として、地域住民が一体となって、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織(農村RMO)の育成を推進 [資料2](#)

ク 「特定地域づくり事業協同組合」の仕組みの活用について、紹介パンフレットを作成し、農林水産省ホームページに掲載(令和2年12月～) [資料3-2](#)

ケ 農業・農村政策と特定地域づくり事業協同組合との連携について、市町村等を対象とした総務省主催のオンライン説明会で説明(令和3年9月)

コ 農山漁村での起業促進プラットフォームである「INACOME(イナカム)」において、

- ① 農泊に関するウェブセミナー
- ② ビジネスコンテスト(令和3年度の応募数134件)
- ③ 農山漁村の地域課題と企業者のマッチングを実施 [参考資料1](#)

サ 「特定地域づくり事業協同組合」や「労働者協同組合」の更なる周知に加え、農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わることを創出する取組の推進を検討中

2. 暮らしの施策(中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備)(1/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

- (1) 集落機能の維持・強化と農村RMOの育成
- ① 中山間地域等を中心に、農林地等の地域資源の保全管理が今後も適切に行われるよう、将来の方向性や取組について、「集落戦略」を作成するための話し合い等による合意形成と、これに基づく共同活動を推進すべきではないか。
- ② 地域資源の保全管理・活用や農業の振興と併せて、複数の農村集落を範囲として買い物・子育て等の地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や地域内外の若者等の呼び込みを行う農村RMOの形成について、地域づくりに係る人材・ノウハウに関する支援のほか、従来の集落営農組織等の農事組合法人が事業を多角化し、農村RMOへと発展するための仕組みについて検討すべきではないか。

対応状況

- シ 中山間地域等の効率的な運営に必要な仕組みを構築するため、
- ① 農村型地域運営組織(農村RMO)の形成に向けた計画作成、実証等、地域の取組の後押し
- ② 農林漁業団体等がJAや農業委員会、土地改良区等の地域の関係者と連携しつつ、地方自治体に農用地の保全を図る事業(放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等)等を提案できる仕組みや、当該申請に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組みを検討中
- ス 地域づくり人材研修の取組の強化を図るとともに、集落営農組織が農村型地域運営組織(農村RMO)に発展する取組等を促進 **資料2**

2. 暮らしの施策(中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備)(2/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

(2)安全・安心な生活環境の確保

① 集落・自治体が描く農村のグランドデザインに沿って、関係府省との連携により、生活インフラはもとより、地域医療や生活交通等のネットワークにも配慮し、小さな拠点を整備するとともに、域内で財・サービスが循環する仕組みを構築すべきではないか。

② 総務省と連携して、これまでの実証事業や先進地区のノウハウの集約・横展開、人材の育成・確保を図りつつ、光ファイバ、無線基地局等の整備を進めるべきではないか。

③ 田んぼダムの取組拡大等、激甚化する災害に備えるための流域治水対策を国土交通省等と連携して推進するほか、ため池等の豪雨対策を速やかに実施できる仕組みを検討すべきではないか。

対応状況

セ 農村地域に住み続けられる条件を整備するため、
① 生活インフラ・生活サービスが受けられる環境の整備を関係府省と連携して推進中
② 農山漁村への定住等の促進のため、地域コミュニティの形成の場合、農山漁村の活性化に必要な施設の整備等を行う場合に、必要な手続の迅速化を図る仕組みを検討中【再掲】

ソ 農村地域の情報通信環境の構築に向けて、官民で連携してノウハウの横展開、人材の育成・確保等を図りつつ、個々の現場条件に応じた計画策定や施設整備を推進することを検討中

タ 流域治水対策を推進するため、農業用ため池等の有効活用や、田んぼダムに取り組むための合意形成等の支援を検討中
チ ため池、排水機場等の緊急的な豪雨対策工事を迅速に実施できる仕組みを検討中

3. 土地利用の施策(人口減少社会における長期的な土地利用の在り方)(1/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

- (1)人口減少社会における長期的な土地利用の在り方
- ① 地域の関係者が話し合いを通じて、地域の土地利用について検討し、一定の結論が得られた場合には、安定的な土地利用に資するよう、行政に提案できる仕組みを検討すべきではないか。
 - ② 有機農業のための農地利用や、放牧等の粗放的な農地利用など、一定の広がりを持った土地利用を行う必要がある場合であって、地域の合意が得られた場合には、持続性を担保できる仕組みを検討すべきではないか。
 - ③ 最大限の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難だと考えられる土地について、鳥獣緩衝帯等の農業生産の再開が容易な用途として利用する仕組みや、農用地として維持することが極めて困難であり、かつ、将来農用地として利用される見込みがない土地ではあるものの、林地としては有望であるような土地を森林として利用する仕組みについて検討すべきではないか。

- ④ 地域の関係者の話し合いを通じて、収益性の高い農業経営を目指して担い手に集積・集約することとされた農地について、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、区画整理に加えて農業用排水施設や暗渠排水等の整備を速やかに実施することができるようにすべきではないか。一方で、粗放的な農地利用や鳥獣緩衝帯利用、林地化等に伴って水利等に関する課題が生ずることが想定されるため、用排水路の統廃合や農地の交換分合、土地改良区の業務再編等を推進する必要があるのではないか。

対応状況

- ツ 受け手のいない農地について、地域の関係者の話し合いを促進し、持続可能な利用を図るため、
- ① 農林漁業団体等がJAや農業委員会、土地改良区等の地域の関係者と連携しつつ、地方自治体に農用地の保全を図る事業等を提案できる仕組みや、当該申請に基づく事業実施に必要な手続の迅速化を図る仕組み【再掲】
 - ② これと併せて、地域の農業者等の意向を踏まえ、市町村による土地の詳細な用途(有機農業、放牧等)の指定を推進する仕組みを検討中
- テ 農地バンクが一定のまとまりで借り受けた農地について、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに区画整理を実施できる仕組みを、農業水利施設等の整備にも適用することを検討中
- ト 粗放的な農地利用などに伴って水利等に課題がある際に、水路付替や交換分合、土地改良区業務再編に対する支援を検討中

3. 土地利用の施策(人口減少社会における長期的な土地利用の在り方)(2/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

- ⑤ ほ場整備の実施に当たっては、権利関係の十分な調査・調整や財産管理制度の有効活用を図るとともに、粗放的な農地利用等に関する地域内の話し合いを踏まえて、計画を策定することとしてはどうか。また、粗放的な農地利用や鳥獣緩衝帯利用、林地化等については、地域の関係者による話し合いを促進する観点から、中山間地域等直接支払制度における「集落戦略」に関連の記載欄を設ける等の対応をすべきではないか。
- ⑥ 農山漁村発イノベーションや地域コミュニティ形成の場合等、農村の活性化に必要な施設整備を行う場合には、農業上の土地利用との調和を図りつつ、地域負担の軽減のためにも手続の迅速化等の措置を検討すべきではないか。

対応状況

- ナ ほ場整備の計画は、農地の粗放的管理等に関する地域内の話し合いを踏まえて策定することとし、また、権利関係の調査・調整等の支援の拡充を検討中
- ニ 中山間地域等直接支払制度において、小規模集落協定等を含めた地域コミュニティ全体で、将来維持すべき農地と粗放的に利用する農地を明確化する取組を進めるとともに、次期対策に向けて集落戦略等に位置付けることを検討
- ヌ 農山漁村発イノベーション、地域コミュニティの形成の場合等、農山漁村の活性化に必要な施設の整備や、農用地の保全を図る事業を行う場合に必要の手続の迅速化を図る仕組みを検討中【再掲】

4. 活力づくりの施策(農村を支える新たな動きや活力の創出)(1/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

対応状況

(1)人材育成を含めたサポート体制の拡充

① 新型コロナウイルスの影響により強まった田園回帰の流れを全国各地に広げ、地域間の格差を是正していくため、地域に飛び出せるスキルと哲学を持った人材を養成するための施策の拡充を図る必要があるのではないか。

具体的には、地方自治体職員等を対象として、地域に「目配り」し、個々の地域住民が思い描く考えを汲み取りながら、ビジョンの実現に向けてサポートできる人材を養成する「農村プロデューサー養成講座」について、本検討会での議論も踏まえ令和3年度から開始したところであるが、その実施状況を踏まえつつ、この講座の更なる充実を図っていくべきではないか。

② 講座修了生同士で悩みや情報を共有し、時には講師陣も交え、お互いが支え合いながら地域で活動できる環境を整備するための、修了生によるネットワークの構築や、各々事情が異なり、定型的な解が存在しない地域づくりについての、共通のプロセスを抽出した事例集の作成等により、地域で活動しやすい環境を整備すべきではないか。

③ 将来的には、地域ごとに異なる課題の解決を図るため、専門的な知識を有する人材の活用も含め、市町村を超える範囲もカバーする中間支援組織の育成など、関係府省と連携しながら地方自治体等に対する広域的なサポート体制を構築するための施策を検討すべきではないか。

- ネ 「農村プロデューサー養成講座」について、
- ・ 令和3年度は、入門コースの6講座を実施するとともに、実践コースを全国3か所（岡山、熊本、仙台）で開催
 - ・ 令和4年度は更に取組を強化し、全国展開を検討中
 - ・ 講座修了生等のネットワークを令和3年度中に構築予定 **資料4**
- ノ 地域づくりのプロセスを抽出した「農村振興プロセス事例集」（令和3年6月末に第2弾を公表）や「農山漁村発イノベーション事例集」等を農林水産省ホームページに掲載

- ハ 自治体等を広域的なサポート体制により支援するため、
- ① 関係府省とも連携して農村型地域運営組織（農村RMO）の形成をサポートする体制構築に向け、関係府省連絡会議を実施（令和3年10月）
 - ② 都道府県単位を想定して農村型地域運営組織（農村RMO）形成の伴走者となる中間支援組織の育成支援を検討中
 - ③ 農山漁村イノベーションの推進に向けて、都道府県段階で専門家派遣等を行うサポートセンターの設置を検討中

4. 活力づくりの施策(農村を支える新たな動きや活力の創出)(2/2)

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

④ 農村における「しごと」「くらし」「活力」を支える上で、地域の収益性の向上や防災・減災対策が必要不可欠であり、土地改良事業を農村政策の一環としても推進していく必要があるが、地方における技術者不足が課題となっていることから、小規模な基盤整備を円滑に実施することができるよう、市町村や土地改良区を土地改良事業団体連合会がサポートする仕組み等を検討すべきではないか。

(2)農的関係人口の創出・拡大

- ① 農村に多様な形で関わる農的関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくため、都市住民の多様な関わり方に対応した農村への受入れ等を引き続き支援すべきではないか。
- ② 農産物の購入、農泊、多世代・多属性が交流・参加し、生きがいづくりや癒しの提供、協同体験等の場となるユニバーサル農園での農業体験等を通じた農村関心層の拡大を推進するほか、農村関心層から一歩進み、農村における多様な関わりを希望する人材を募るとともに、JAグループ等とも連携し、そうした人材を必要とする農村とマッチングする仕組みを構築すべきではないか。

対応状況

- ヒ 土地改良区等が行う防災・減災対策や小規模な基盤整備の円滑な実施のため、
 - ① 防災・減災対策等について、全国土地改良事業団体連合会が資金調達を支援する仕組み
 - ② 小規模な基盤整備について、土地改良事業団体連合会が土地改良区等から委託を受けて工事を実施する仕組みを検討中
- フ 災害発生時に、国は、技術職員を派遣するほか、地方自治体に職員派遣を依頼・調整。また、災害復旧のための現地調査や事務手続を支援するためのシステム開発を検討中
- ヘ 土地改良に関する人材の確保・育成を引き続き推進

- ホ 農業への関心層を獲得するため、
 - ① 農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する取組の推進を検討中【再掲】
 - ② 多世代・多属性の人々が交流・参加する場である「ユニバーサル農園」の導入の推進を検討中

5. 関係府省で連携した仕組みづくり

今後の施策の方向性(中間とりまとめ)

(1) 地域政策の総合化

- ① 令和2年末に、開設された「農山漁村地域づくりホットライン」、作成された府省横断の「地域づくり支援施策集」の改善、更なる活用や、「農村プロデューサー養成講座」の場での各府省の施策についての効果的な講習等を通じて、現場の実態把握機能を強化しつつ、関係府省と連携して地域の課題解決に向けた取組を後押しすべきではないか。
- ② そうした中で、既存の施策では対応が難しい新たな政策課題が抽出された場合には、関係府省と連携して、規制緩和も含め、新たな施策を機動的に検討すべきではないか。

(2) 事務の負担軽減

- ① 地方自治体や地域の農業者等の事務の負担軽減のため、DXの推進等による事務の合理化や、各種申請手続に係る書類の簡素化等を検討すべきではないか。

対応状況

- マ 全国に設置した農山漁村地域づくりホットラインで、地域づくりに取り組む団体や市町村等からの相談に応ずるとともに、府省横断の「地域づくり支援施策集」(令和3年9月にカタログ化して分かりやすく改善)、「農山漁村地域づくりに関する事例集リスト」(令和3年11月改定)を農林水産省ホームページに掲載等することにより、地域の取組を後押し **参考資料2**
- ミ 農村地域の課題解決に当たっては、必要な取組について引き続き関係府省との情報交換を密に行い、施策を結集させて対応
- ム 各府省の施策についての効果的な講習等について検討中
- メ 農村型地域運営組織(農村RMO)の形成等に関しては、関係府省とも連携して効果的に推進(令和3年10月~)
- モ 地方自治体や農林漁業者等、補助金の活用時等の事務負担の軽減を図るため、事務手続の簡素化、電子申請等を推進